

市民マイプラン講座について

そもそも、
「市民マイプラン講座」とは何？



市民マイプラン講座とは…
市内の団体が自主的に行う学習会に対し講師を派遣し、その謝礼金を教育委員会が負担するものです。
※利用は1団体につき、年度1回、団体が講師を決めるのも可能

○市民マイプラン講座の利用例

- ・新たに団体活動を行う時に、活動の第一歩として利用する
- ・団体全体でのレベルアップを図るために利用する
- ・会員以外へも活動参加を呼びかけ、学習会や講演会を開催するために利用する
- ・いつもの活動とは異なる分野で、興味を持ったことについて学ぶために利用する

などなど、様々な利用方法があります。



市民マイプラン講座には利用要件がありますので
注意してください。

利用要件

1. 団体会員が10名以上であり、かつ登録市民が2/3以上であること
2. 10名以上の参加者が見込める学習会であること
3. 学習会講師は申込み団体の会員ではないこと
4. 市又は、他の団体から補助金等の交付を受けていないこと
5. 政治・宗教・営利活動を目的としていないこと

○利用の流れ

①学習会を計画

- ・講師の選出について

- 1) 団体で探し、決める
- 2) 教育委員会へ相談し、決める

※市民マイプラン講座は自主的に行う学習会ですので、講師との日程調整等の連絡は、団体で行っていただきます。



②学習会開催日の2週間前までに

- ・市民マイプラン講座利用申込書
- ・団体の規約
- ・団体会員名簿

を教育委員会へ提出



③教育委員会が内容を精査し、後日、利用決定通知書を送付



④学習会終了後、2週間以内に

- ・実施報告書
- ・学習会を実施したことがわかる写真2枚

を教育委員会へ提出



⑤教育委員会から講師へ謝礼金を支払う